

# 公益社団法人日本臨床工学技士会

## 倫理綱領

### 倫理要綱

- 1 臨床工学技士は、人々の健康を守るために貢献します。
- 1 臨床工学技士は、チーム医療の一員として、専門分野の責任を全うします。
- 1 臨床工学技士は、医療を求める人々のため、常に研鑽に励みます。
- 1 臨床工学技士は、常に高い倫理観を保ち、全人的医療に貢献します。

### 倫理規定

公益社団法人日本臨床工学技士会は、本会会員が臨床工学技士として社会的使命とその責任を自覚し、常に自己研鑽に励み、自らを律するため倫理規定を定め、社会に寄与するものとする。

- 1 臨床工学技士は、人々の健康を守るため、医療・福祉の進歩・充実に貢献する。
- 2 臨床工学技士は、個人の権利を尊重し、思想、信条、社会的地位等による個人を差別することはしない。
- 3 臨床工学技士は、業務上知り得た情報の秘密を守る。
- 4 臨床工学技士は、常に学術技能の研鑽に励み、資質の向上を図り高い専門性を維持し、臨床工学の発展に努めなければならない。
- 5 臨床工学技士は、生命維持管理装置等の医療機器の専門医療職であることを十分認識し、最善の努力を払って業務を遂行する。
- 6 臨床工学技士は、常に他の医療職との緊密な連携を図り、より円滑で効果的、且つ全人的な医療に努め信頼を維持する。
- 7 臨床工学技士は、後進の育成に努力しなければならない。
- 8 臨床工学技士は、不当な報酬を求める等の法と人道に背く行為はしない。
- 9 臨床工学技士は、互いの交流に努め人格を調練し、相互に律する。

附則 1. この綱領は平成 15 年 5 月 25 日より施行する。